

*以下、質問及び回答用紙です。

【質問】 該当する回答に丸をつけるなどしてください。理由もお書きください。

質問1. あなたは運転開始から40年を超える老朽原発の再稼働を容認しますか？

回答

容認する

容認しない

<理由>

福島第一原発の事故の原因の解明も責任の追及もできていません。こうした状況のまま、原発を再稼働することは、福島原発の犠牲を無視するものです。まして、40年を超えた老朽原発の延命、再稼働は、原発本体にも負担が大きく、より危険なものです。

質問2. 2016年9月30日付愛知県知事あて要請書で示した通り、岐阜県の放射性物質拡散シミュレーションでは愛知県でも年20mSv超の被害を受ける地域が想定されています。この対策について、2016年12月1日に愛知県の担当職員から説明がありましたが、専門家に聞いたが屋内退避が有効とのことだったので避難については検討せず、ヨウ素剤備蓄もないとのことでした。これでよいとお考えでしょうか？

回答

よい

改める必要がある

<理由>

県民のいのち、暮らしを守ることが、県政の使命です。原発事故など重大災害には、最悪を想定して避難計画などを策定することが求められます。それ以前に、影響を受ける自治体として、原発再稼働に反対します。

＜佐藤の佐一＞

質問3. 愛知県として原発から出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設や高レベル放射性廃棄物(いわゆる核のごみ)の処分場を受け入れる意思はありますか?

受け入れる意思がある場合、愛知県内のどこがどのような理由で適地と考えますか?

なお、当訴訟においては、東京電力福島第一原発事故で明らかとなった使用済み核燃料プールの危険性、核燃料サイクルの破綻や高レベル放射性廃棄物の処分の目処が立っていないこと、そして使用済み核燃料の保管量の増大及び長期化という事実を踏まえて、「使用済み核燃料その他の放射性廃棄物についての環境への影響を与えないための方策について、新規基準を策定せず、審査を行わないまま再稼働を許可し新たな放射性廃棄物を生み出すことを認めることは、原子炉等規制法に違反する。」と主張しています。(※1)

また、旧小原村(現豊田市)が日本原子力研究開発機構(当時の核燃料サイクル開発機構)が2005年3月に公表した地層処分にかかわる調査報告書の適正地区リストに「岐阜県瑞浪市南部」として、「岐阜県瑞浪市、明智町;愛知県小原村」と記載されていたこと(※2)、旧小原村(現豊田市)が高レベル放射性廃棄物の地層処分研究を行う日本原子力研究開発機構の瑞浪超深地層研究所(岐阜県瑞浪市)に隣接することから電源立地交付金を受け取り続けてきたこともあり、愛知県もこの問題と無関係ではありません。

回答

受け入れる 適地名 ()

受け入れない

<理由>

まず、原発の稼働をやめて核廃棄物を増やさないことです。半永久的な保管を必要とする核廃棄物の処分は、自然を汚すような方法で行うべきではありません。また、愛知県に隣接する超深地層研究所を貯蔵施設にすることは認められません。

＜中子＞